

寄附金受領証明書に係る寄附金額記載誤りについて

令和元年 10月 24日

京丹後市役所

本市におきまして、京丹後市ふるさと応援寄附金受領証明書に係る寄附金額記載誤りが判明しましたので、以下のとおりお知らせします。大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 概要

京丹後市ふるさと応援寄附金の入金確認後に発行、寄附者へ送付する「寄附金受領証明書」について、誤った寄附金額を記載したものを送付する事象が発生したものと。

寄附金受領証明書を発行する際には、受け入れた寄附金情報を登載する寄附金台帳から該当部分を転記し、印字しているが、寄附金額の部分について正しく転記できていなかったため、誤った寄附金額を記載した寄附金受領証明書を送付するに至ったものと。

寄附金受領証明書には、寄附金額のほかに、寄附者氏名、寄附者住所、寄附金納入年月日を記載しているが、これらについての誤りは発生していない。

2. 経緯

令和元年 10月 15日付で送付した寄附金受領証明書(令和元年 9月 16日から 9月 30日の間に申し込まれた寄附)について、寄附者からの指摘により、記載されている寄附金額が実際の寄附金額と異なっていることが発覚し、調査の結果、送付した中の一部の寄附金受領証明書に記載された寄附金額が異なっていることが判明した。

3. 対象件数(対象人数)

対象件数 57件(54名)

このうち、寄附額の最高額は 50,000円、最低額は 5,000円
正誤差額(正しい寄附額-誤った寄附額)の最高額は 38,000円
正誤差額(誤った寄附額-正しい寄附額)の最高額は 38,000円

4. 対応

対象となる寄附者に対して文書及び電話連絡にて経過の説明と寄附金額記載誤りについてお詫びするとともに、誤った寄附金額を記載した寄附金受領証明書の返送、返送後の正しい寄附金額を記載した寄附金受領証明書の再送について説明させていただいた。

5. 再発防止策

今回の事態を厳粛に受け止め、今後、このような事態が二度と発生しないよう、寄附金受領証明書を含む関連書類等を発行、送付する際には複数人による確認を徹底し、チェック体制の強化を図る。